

第1節 大気環境の保全



現況と課題

首都圏に位置する本県では、東京から放射状に伸びる主要幹線道路やこれらを結ぶ環状道路の整備が進められています。特に、圏央道周辺は物流拠点として注目され、今後自動車交通の増加が見込まれています。

こうした状況の中、自動車や工場等の規制により、近年の大気環境は大きく改善し、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などについては環境基準を概ね達成するようになりました。

一方、光化学オキシダントについては県内全域で環境基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報の発令日数は毎年全国で上位となっています。

また、平成21年9月に新たに環境基準が設けられた微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、常時監視体制をさらに充実させ、汚染状況を的確に把握するとともに、多岐にわたる発生源を究明し、効果的な発生抑制対策を講じていくことが必要です。また、健康被害の発生を未然に防止するため、PM_{2.5}の大気中濃度が高くなると予測された場合に県民等への注意喚起を確実に行っていく必要があります。

講じた施策

大気汚染は、工場や事業場などから排出されるばい煙や粉じんのほか、自動車の排出ガスに含まれる物質などが原因となり生じます。このため、工場・事業場に対する規制や自動車対策の推進、さらに光化学オキシダントやPM_{2.5}対策などの施策を実施しました。

1 工場・事業場に対する規制、指導の実施

(1) 工場・事業場に対する規制、指導

焼却炉やボイラー、ベルトコンベアなどの施設を設置する工場や事業場は、大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準を遵守する必要があります。

大気汚染による人への健康被害を未然に防止するため、これらの工場や事業場に立入検査を実施し、法令の遵守状況を確認するとともに指導を行いました。

(2) 改善命令等の行政措置

立入検査の結果、塩化水素等の排出基準に違反した施設の設置者に対して改善勧告などの行政指導を行い、基準の遵守徹底を図りました。

表1-1-1 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出施設数

(平成25年度)

ばい煙発生施設	大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例	
		うち焼却炉		うち焼却炉
県	4,633	178	1,051	974
市*	2,564	78	444	433
合計	7,197	256	1,495	1,407

※ さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市が所管する施設数。なお、さいたま市は市条例での届出分を含む。また、所沢市は市条例で届出している焼却炉を含む。

表1-1-2 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査及び行政措置数

(平成25年度)

立入検査数等	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		揮発性有機化合物排出施設		指定炭化水素類発生施設		有害大気汚染物質規制事業所		合計				
	立入検査数	排出ガス等の検査数	立入検査数	行政措置〔注意・勧告〕	立入検査数	行政措置〔注意・勧告〕	立入検査数	行政措置〔注意・勧告〕	立入検査数	行政措置〔注意・勧告〕					
県	2,183	197	3	756	0	178	27	0	690	0	92	42	0	3,899	3
市*1	1,143	137	27	351	0	23	2	0	635	0	38	29	1	2,190	28
合計	3,326	334	30	1,107	0	201	29	0	1,325	0	130	71	1	6,089	31

※1 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市が実施した立入検査数。なお、さいたま市は市条例での実施分を含む。また、所沢市は市条例で実施しているばい煙発生施設の焼却炉を含む。

※2 粉じん発生施設の立入検査数は、特定粉じん（石綿）排出等作業に係るものは含まない。

2 自動車からの排出削減対策の推進

自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため、埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制、次世代自動車導入補助による普及促進をはじめ、自動車交通対策などを実施しました。

(1) ディーゼル車の運行規制

埼玉県生活環境保全条例により、粒子状物質（PM）の排出基準を満たさないディーゼル車の運行を県内全域で禁止しています。この遵守徹底を図るため路上検査等を実施し、基準に適合していない自動車の使用者に対して警告書等を交付し、改善指導を行いました。

表1-1-3 車両検査実績

(平成25年度)

検査の種類		検査台数	適合車	適合率(%)
路上検査	走行車両を止めて行う検査	486	460	95
拠点検査	建設現場など車が集まる場所で行う検査	518	497	96
事業場検査	車の使用者の事業場に対して行う検査	3,046	3,004	99
合	計	4,050	3,961	98

※ 上記以外にビデオカメラで走行車両を撮影して行う調査も実施しています。



(2) 次世代自動車の普及促進

電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド自動車 (PHV) などの次世代自動車のさらなる普及を促進するため、埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定しました。また、地域と協働して、レールアンドライドによる観光利用や太陽光発電と蓄電池を組み合わせたパークアンドライドの実証実験を実施しました。さらに、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車のトラック・バスを導入する事業者に対し、補助等の支援を行いました。

(3) アイドリング・ストップの指導

埼玉県生活環境保全条例に基づくアイドリング・ストップの遵守徹底を図るため、駐車場管理者への看板等の設置指導や自動車の運転者に対する指導及び巡回監視を行いました。また、環境に関するイベントや事業場検査などの機会を利用し、リーフレットを配布・説明するなどアイドリング・ストップの実施を県民に対し呼び掛けました。また、県民からの苦情・通報には適切に対応しました。

(4) バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

バイパス整備や交差点・踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図ることで、自動車交通による環境負荷を軽減しています。

3 光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 対策の推進

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの発生を抑制するとともに、新たな大気汚染物質として、その実態把握などが急務となっている微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 対策などの施策を展開しています。

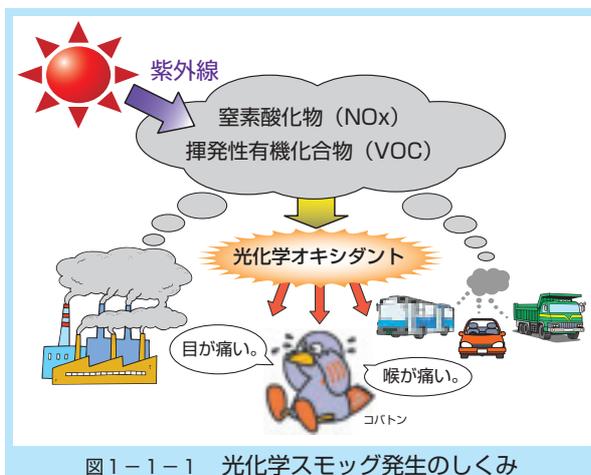


図1-1-1 光化学スモッグ発生のしくみ

(1) 原因物質の排出抑制

光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の原因物質である揮発性有機化合物 (VOC) は、揮発し

やすく大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄、クリーニングなどの溶剤として様々な分野で使用されています。このVOCの排出抑制を目的として規制対象事業者に対し、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査を行いました。

また、事業者の自主的取組を促進するため、VOCを排出する規制対象外の事業者を訪問し、自主的な削減の取組状況を把握するとともに、排出抑制に関する具体的な助言や指導を行いました。併せて、セミナーを開催するなどVOCの排出を抑制する取組の普及促進を図りました。さらに、近隣都県市との連携により、リーフレットを作成し、光化学スモッグ注意報の発令が多い夏季にVOCの排出を削減するよう事業者に呼びかけました。

(2) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の実態把握

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の汚染実態を把握するため、県及び市*が設置した測定局 (一般環境大気測定局16局、自動車排出ガス測定局9局) で常時監視を行うとともに、平成25年度に、県、さいたま市、川越市、川口市及び所沢市で新たに10局の測定局を整備しました。

また、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の発生源を把握するため、3箇所 (鴻巣局、八潮局、本庄局) で成分分析を実施しました。

*さいたま市、川越市、川口市、所沢市、草加市、越谷市

(3) 広域的な調査及び対策の推進

光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM_{2.5}) による汚染は広域にわたり、県域を越えた対策が必要ことから、東京都、千葉県、神奈川県との間で測定データを相互に交換し、さらにさいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市を含めた連絡会において情報交換等を行いました。

さらに、環境省の大気汚染物質広域監視システム (愛称: そらまめ君) にデータの提供を行い、広域的な調査研究及び対策の推進に努めました。

(4) 健康被害の未然防止

光化学スモッグによって、目やのどの痛みなどの健康被害が発生することがあります。健康被害を防止するため、緊急時の対策として、光化学スモッグ注意報の発令等により大気汚染の状況を広く県民に周知しました。あわせて、事業者に対し、ばい煙や揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減の協力を求めました。

なお、平成25年の光化学スモッグ注意報の発令日数は13日でした。注意報の初回発令日は7月9日で、これまでで最も遅い発令となりました。なお、光化学スモッグが原因と思われる健康被害の届出はありませんでした。

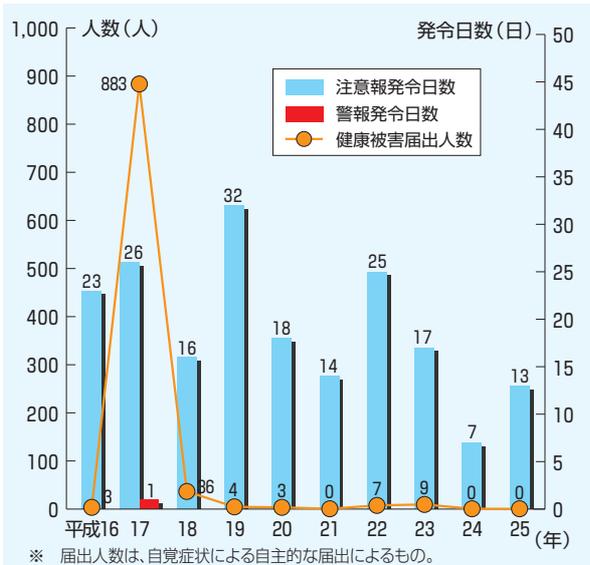


図1-1-2 光化学スモッグ注意報等発令日数と健康被害届出人数

また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、国の暫定指針値（日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えるおそれの有無の判定を、毎朝8時に加え、正午と夕方5時にも行うこととし、超過のおそれがある場合は外出をなるべく控えるなどの注意喚起を行っています。

4 監視測定の実施

(1) 大気汚染物質の監視測定の実施

県及び市*が設置する一般環境大気測定局57局と自動車排出ガス測定局27局の合計84局で大気汚染状況を常時監視しました。これらの測定局では、環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物

質（PM_{2.5}）のほか、大気汚染に深く関わりのある風向風速などについて自動測定をしています。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成しました。一方、浮遊粒子状物質については82局中1局で、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、約9割の測定局（25局中22局）で、光化学オキシダントについては、57局中全てで環境基準を達成することができませんでした。

なお、測定データはリアルタイムでホームページに公開し、広く県民の利用に供しています。

※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、草加市、戸田市

(2) 有害大気汚染物質調査

県及び市*が大気汚染防止法に基づき、人が長時間摂取した場合に健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の大気中の濃度を測定しました。その結果、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、全ての測定地点で環境基準を達成しました。

※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市

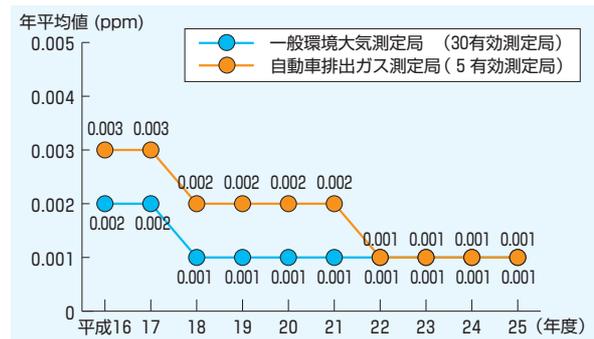


図1-1-4 二酸化硫黄の濃度の推移

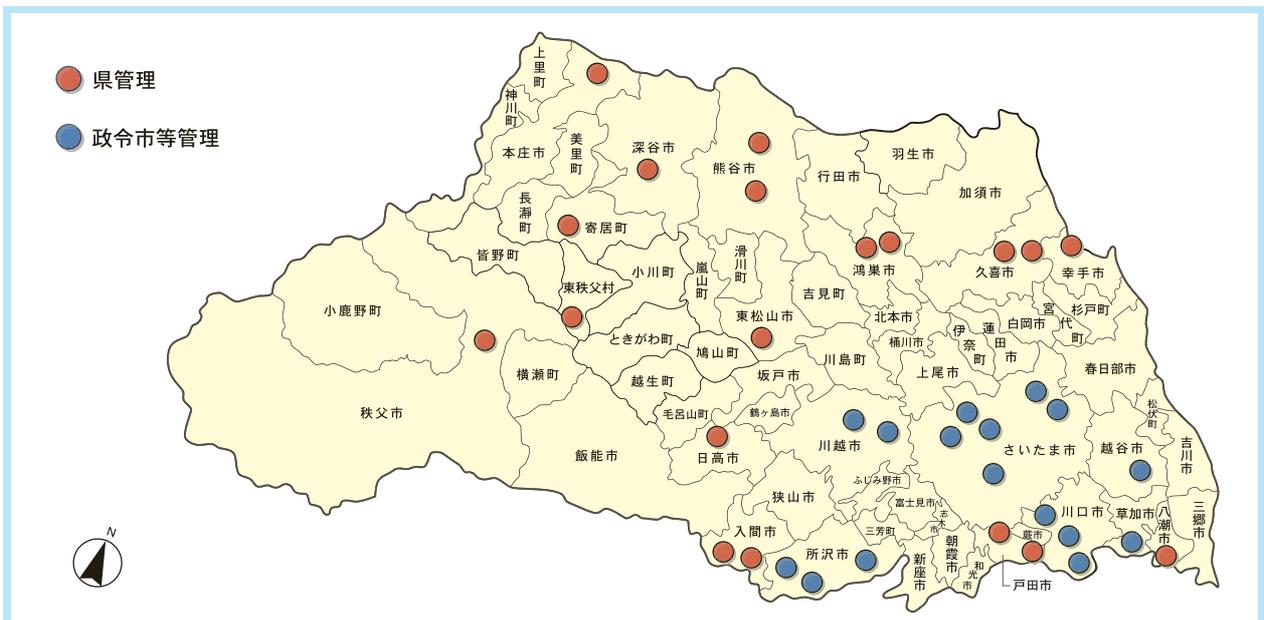


図1-1-3 PM_{2.5}の常時監視測定局配置図

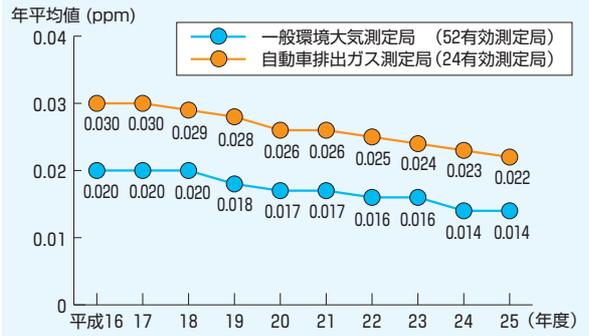


図 1-1-5 二酸化窒素の濃度の推移



図 1-1-8 光化学オキシダントの濃度の推移

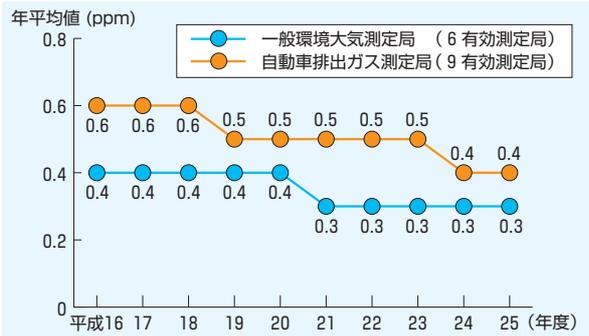


図 1-1-6 一酸化炭素の濃度の推移

表 1-1-4 PM2.5の環境基準達成状況

	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(平成25年度)
			環境基準達成率 (達成局数/ 有効測定局数)
一般環境大気測定局	15.0	39.8	18.8% (3局/16局)
自動車排出ガス測定局	16.6	41.9	0.0% (0局/9局)
県全体	15.6	40.6	12.0% (3局/25局)

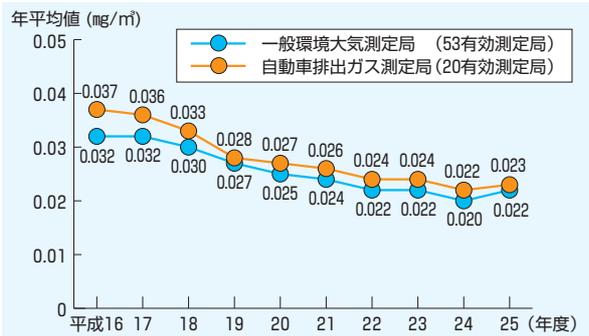


図 1-1-7 浮遊粒子状物質の濃度の推移

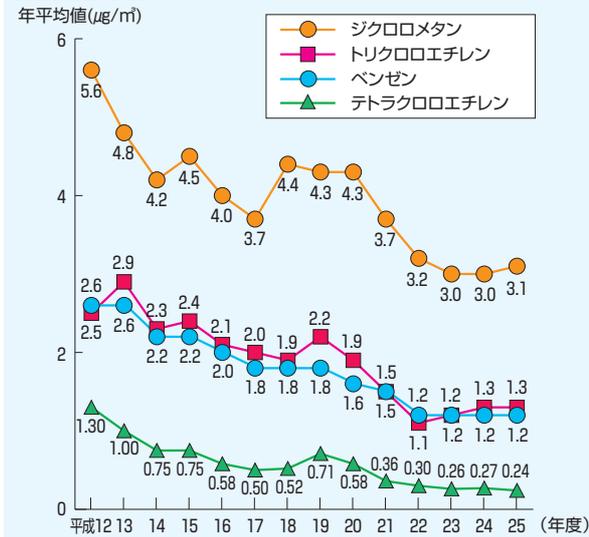


図 1-1-9 有害大気汚染物質の濃度の推移

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
次世代自動車の普及割合	3.2%	6.7% (H24年度末)	13.0%	(定義) 県内の乗用車保有台数に占める次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車)の割合。 (選定理由) 次世代自動車の増加は環境負荷の低い低炭素な暮らしとまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。
光化学スモッグなどの原因となる揮発性有機化合物(VOC)の排出量	41,618 t/年 (H21年度)	35,694 t/年 (H24年度末)	33,000 t/年	(定義) 大気中に排出される揮発性有機化合物の年間排出量。 (選定理由) 大気、水、土壌、騒音などの公害のうち、光化学スモッグは本県を含め全国的に改善が進んでいないことから、この指標を選定。

第2節 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止



現況と課題

本県には、荒川・利根川の二大河川を始め、数多くの河川が流れています。県の面積に占める河川の面積は3.9%で全国第1位、まさに本県は「川の国」です。

これらの河川の水質は、急速な都市化に伴い著しく汚濁が進みました。その後、下水道を整備したり合併処理浄化槽の普及を図ることにより河川の汚濁原因の約7割を占めるといわれている生活排水による負荷を低減してきました。併せて、工場・事業場への立入検査を行うことにより排水基準の徹底を図り、産業系排水の負荷も低減し、更なる水質の向上を図りました。

その結果、平成25年度の県内公共用水域（44河川194地点、2湖沼2地点で水質測定を実施）の水質は、アユが棲める水質（BOD「生物化学的酸素要求量」3mg/L以下）の河川の割合で見ると、年度による上下はありますが、平成12年度の44%から72%と改善されています。環境基準類型が当てはめられた河川も約8割で環境基準を達成しています。

しかし、国土交通省による全国一級河川の水質調査において、中川と綾瀬川がワースト5に入っていることから、ワースト5脱却を目指して、より一層の水質の向上を図る必要があります。ワースト5から脱却を図るため、公共下水道への接続促進や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進などの生活排水対策の徹底を流域関連市町と連携して進めていきます。

地下水の水質は、調査した地点（井戸）の内、全ての項目が環境基準に適合している割合は、この数年約9割で推移しています。基準超過した項目がある地点は、健康被害防止のための措置をとるとともに汚染原因を特定する必要があります。なお、基準超過項目の約8割は農地における施肥又は家畜排せつ物に由来すると思われる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素です。



図1-2-1 アユの棲める河川の割合の推移

土壌汚染については、有害物質使用特定施設の廃止時や土地の改変時など、一定の要件を満たした場合に、土壌汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例に基づき土壌汚染状況を調査し結果を知事に報告することとして

います。汚染が判明した事案については、汚染拡大を防止するための原因調査や適正な措置を図るよう指導しています。

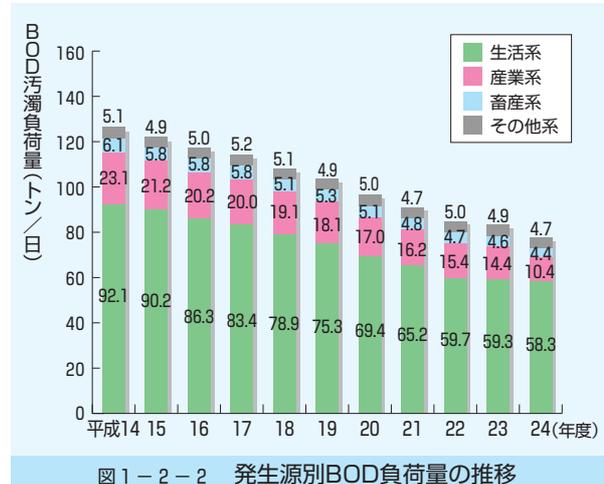


図1-2-2 発生源別BOD負荷量の推移

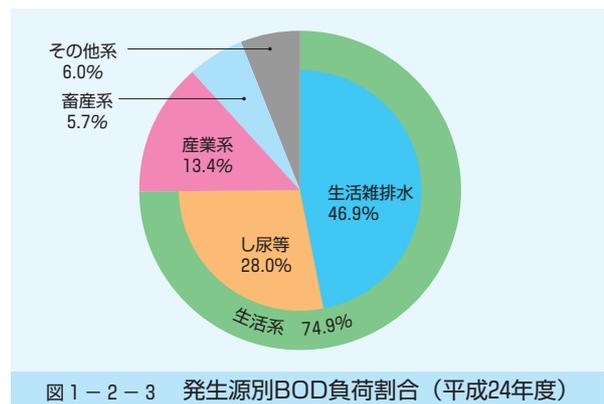


図1-2-3 発生源別BOD負荷割合（平成24年度）

講じた施策

1 工場・事業場に対する排水規制、指導の実施

(1) 工場・事業場に対する排水規制、指導

工場・事業場の排水規制は、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例及び埼玉県生活環境保全条例に基づいて行われています。

①濃度規制

排出水の汚染状態を排水基準以下にするため、水質汚濁防止法の特定施設を設置している工場・事業場(特

表1-2-1 特定事業場数等及び立入検査状況※

	届出数	規制対象数	立入検査数	排水検査数	排水基準超過数
特定事業場数等	9,591	3,281	2,778	2,118	224

※ 政令市等を含む。



定事業場）と、埼玉県生活環境保全条例の指定排水施設を設置している工場等（指定排水工場等）を対象に排水に含まれる汚濁物質について濃度規制を行っています。

②総量規制

東京湾への流入汚濁負荷量を削減するため、総量規制を行っています。規制の対象となる特定事業場数は、平成25年度末で818件です。これらの特定事業場に対しては、汚濁負荷量の自主測定結果の報告を求めするなどして、総量規制基準を守るよう指導しています。

③立入検査と指導

県と水質汚濁防止法政令市等では、特定事業場等に立入検査を実施し、排水基準を超えた場合は改善命令等の行政措置を行い、排水基準の遵守徹底を図りました。

(2) 異常水質事故対策

有害物質等の公共用水域への流出事故による人の健康及び生活環境に係る被害の発生を防止するため、チラシを作成するなどして事業者による未然防止対策を促しました。併せて、万が一異常水質事故が発生した場合は関係機関との連携による事故状況の把握や原因調査、現場対応などを迅速かつ適切に行い、新たな汚染や被害の拡大を防止しました。

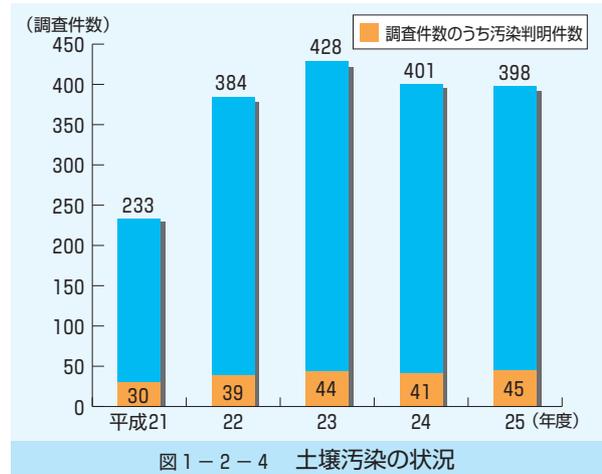
2 土壌・地下水汚染対策の推進

土壌調査により汚染が判明した場合は、土壌汚染対策法に基づき土地の改変に制限を設ける措置を行い汚染拡大の防止を指導しました。平成25年度は、要措置区域10箇所、形質変更時要届出区域23箇所（いずれも政令市等を含む）の指定を行いました。

また、地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置している工場等に対し、施設に係る構造基

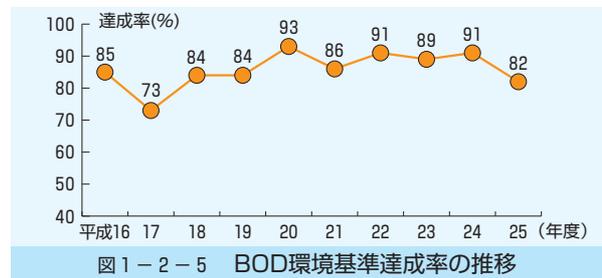
準等を遵守するよう指導しました。

農用地については、土壌汚染の実態と経年変化を把握するため、農林総合研究センターで分析測定を実施しています。



3 監視測定の実施

公共用水域や地下水の汚濁を防止することにより人の健康を保護し、生活環境の保全を図っていくためには、環境基準の達成状況などを常に把握することが重要となります。このため、毎年、水質測定計画に基づき平成25年度は44河川194地点、2湖沼2地点及び地下水139地点で常時監視を行いました。



2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
アユが棲める水質の河川の割合	77%	72%	90%	(定義) 河川の水質測定地点のうちBODの年度平均値が3 mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由) 日本で代表的な川の釣り魚で、清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況を県民がイメージしやすくなることから、この指標を選定。
全国水質ワースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし	(県議会による追加指標)

第3節 化学物質対策の推進

現況と課題

本県は製造業を営む事業所数が多く、また化学物質を多く排出する業種の事業所があるため、化学物質管理促進法^{*}に基づき事業者が把握・届出する排出量（届出排出量）は全国第4位となっています（平成24年度）。

化学物質は身の回りにある製品の原材料等として使用され、私たちの便利で豊かな生活を支えています。しかし、化学物質の中には環境中に排出された場合、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ（環境リスク）があるものも数多く存在します。

化学物質の排出を抑制し環境リスクを低減させるためには、法令による排出基準の遵守はもとより、事業者自らが自主的に管理の徹底を図り、排出削減対策に取り組むことが重要です。また、化学物質に対する県民の不安を解消していくためには、県民・事業者・行政が化学物質に関する正しい情報を共有し、相互理解を深め、信頼関係を構築するリスクコミュニケーション（環境コミュニケーション）を推進していく必要があります。

肺がん等の原因となる石綿は、過去に建材として多く使用され、石綿を使用した建築物の解体・改造、補修工事が平成40年頃をピークに増加することが予想されています。このため、これらの建築物の解体作業時などに石綿の飛散防止対策が適切に行われることが大切です。

一方、ダイオキシン類は規制強化により県内の総排出量は平成9年当時に比べ大幅に減少しています。今後も引き続き工場・事業場に対する規制指導の徹底により環境中への排出を抑制し、環境への影響を的確に把握するための環境調査を継続的に実施していく必要があります。

^{*}特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

講じた施策

1 環境リスクの低減

(1) 化学物質の排出量等の把握と公表

本県における化学物質の届出排出量（平成24年度）は、集計が開始された平成13年度と比較して約60%減少しており、化学物質の排出削減は着実に進んでいる様子がうかがえます。平成24年度の届出排出量は7,702t/年であり、前年度より約9%減少しました。

平成24年度は、化学物質管理促進法に基づく届け出が1,585事業所から、埼玉県生活環境保全条例（さいた

ま市生活環境の保全に関する条例を含む）に基づく報告が1,605事業所からあり、排出量などを集計した結果をホームページやパンフレットで公表しました。

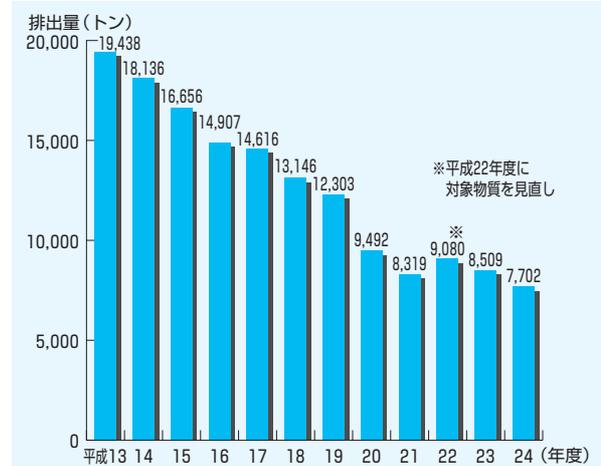


図1-3-1 埼玉県における化学物質届出排出量の推移（経済産業省・環境省 平成26年3月公表値）

(2) リスクコミュニケーションの推進

県では、化学物質に対する県民の不安を解消し、化学物質による環境リスクの低減を目指すリスクコミュニケーションを推進しています。平成25年度は県内で新たに11事業所がリスクコミュニケーションを実施し、地域の住民や近隣の企業、県や地元の市町村などが参加し、事業所からの環境に対する取組状況の説明や、工場見学、意見交換などを行いました。実施事業所には継続的なリスクコミュニケーションの実施を働きかけ（平成25年度継続実施:11事業所）、平成14年度以降、継続実施を含めた県内事業所数は延べ138事業所にのびります。（平成25年度末）

県ではリスクコミュニケーションを企画・運営できる人材を育成するため、体験型の演習を取り入れた「リスクコミュニケーション研修会」を開催しました。また、リスクコミュニケーションを開催する際の参考となる事例集やガイドブックを作成・配布する等、リスクコミュニケーションの普及に向けた取り組みを進めています。



図1-3-2 リスクコミュニケーションの効果



図1-3-3 リスクコミュニケーションの実績



写真1-3-1 ダイキン工業株式会社草加事業所の環境コミュニケーション風景

(3) 事業者指導と環境濃度の把握

事業者に対して化学物質の適正管理を指導するため、県及び市(さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市)が197事業所に立入検査を実施しました。また、県は事業者による化学物質の適正管理を促進するための説明会を開催しました。

さらに、工業団地周辺の状況を把握するために化学物質環境モニタリング調査を実施し、その結果をホームページで公表するとともに、平成24年度に調査を行った地域の事業所を対象に、調査結果をもとに化学物質の適正管理について研修を行いました。



写真1-3-2 工業団地周辺の化学物質環境モニタリング調査

2 石綿対策の推進

石綿は繊維状の鉱物で吸引により肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあることが知られています。石綿の飛散による健康被害を防止するため、大気汚染防止法等により、石綿製品の使用禁止から建物解体時における除去処分まで体系的に対策が取られています。

(1) 石綿の大気中への飛散防止

石綿繊維が飛散しやすい吹付け石綿等の除去作業については、大気汚染防止法に基づく届出があった解体等の全工事について、立入検査を実施し、飛散防止を指導しました。このうち25か所では、除去作業周辺の石綿濃度を測定し、石綿の飛散が生じていないことを確認しました。また、不完全な除去作業による石綿の飛散を防止するため、作業終了後に取り残しの有無を確認する完了検査を行い、確実な除去作業の実施を指導しました。

表1-3-1 吹付け石綿等除去作業の届出数及び立入検査数の状況

(平成25年度)

	石綿除去作業の届出数 (大気汚染防止法)	立入 検査数	行政 措置数
県	97	164	0
市*	92	109	1
合計	189	273	1

※ 市は、さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・所沢市・春日部市・上尾市・草加市・越谷市の9市

(2) 石綿廃棄物の適正処理

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく届出があった家屋解体現場への立入指導等を936件実施して石綿廃棄物の適正処理指導を行いました。

また、解体工事業者、建設業者に対して講習会を実施し、関係法令等の周知を図りました。

(3) 大気中の石綿濃度の把握

住宅地域など県内の20地点でモニタリング調査を実施し、県内の石綿濃度を把握しました。また、その結果や石綿に関する情報を、ホームページにより県民や事業者提供しました。

表1-3-2 環境大気中の石綿濃度調査結果

(平成25年度)

	住宅地域	道路沿線 地 域	その他の 地 域	全体	参考 基準値*2
地点数	10地点	3地点	7地点	20地点	10
濃度*1	0.082	0.26	0.15	0.13	

※1 濃度は、大気1リットル当たりの総繊維の平均本数

※2 参考基準値は、大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界基準(大気1リットル当たりの石綿繊維の本数)



写真1-3-3 環境大気中の石綿濃度の測定

3 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類による汚染状況の常時監視

県及び市^{*}がダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気中のダイオキシン類濃度を23地点で測定しました。その結果は、0.018~0.090pg-TEQ/m³の範囲内であり、全ての測定地点で環境基準（年間平均値：0.6pg-TEQ/m³以下）を達成しました。

また、河川、地下水及び土壌については、112地点で実施しました。その結果、河川水質の調査では、7地点（4河川）で環境基準を超過しましたが、河川底質及び地下水の調査では、全ての地点で環境基準を達成しました。土壌に関しても、一般環境把握調査及び発生源周辺状況調査の結果、環境基準を達成しました。

^{*}さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市

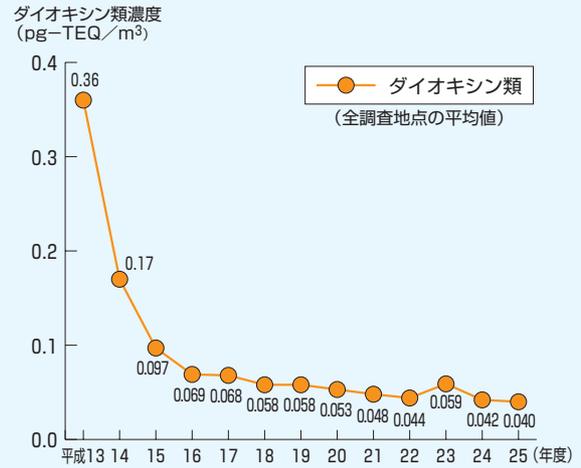


図1-3-4 大気中ダイオキシン類濃度の推移

(2) 工場・事業場に対する規制、指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、焼却炉などを設置している工場・事業場に対し立入検査を実施し、45施設について排出ガス中のダイオキシン類濃度を測定しました。排出基準を継続して超過するおそれのある施設の設置者に対しては、改善命令などの行政措置を行い、排出基準の遵守徹底を図りました。



写真1-3-4 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
リスクコミュニケーション実施数	82事業所	138事業所	200事業所	(定義) リスクコミュニケーションを実施した事業所数。 (選定理由) リスクコミュニケーションの実施は、化学物質による環境リスクの低減と化学物質に対する不安の解消につながることから、この指標を選定。
石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反件数	1件	0件	0件	(定義) 大気汚染防止法に基づき、届出が必要な石綿使用建築物の解体工事等に課される作業基準の違反件数。 (選定理由) 石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反を無くすことにより、石綿飛散防止を図ることができることから、この指標を選定。



第4節 身近な生活環境の保全



現況と課題

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音・振動・悪臭公害は、様々な公害の中でも特に私たちが日常生活を送る上で影響を受けやすく、人の

感覚を刺激して不快感をもたらす感覚公害とされています。これらの公害は、産業構造や生活様式の変化に伴いその発生源も工場・事業場などをはじめ多種多様となっています。これらの公害を防止し、身近な生活環境を保全することは重要な課題です。

このためには、工場・事業場における公害防止体制の整備促進などにより発生源対策を図ったり、事業者

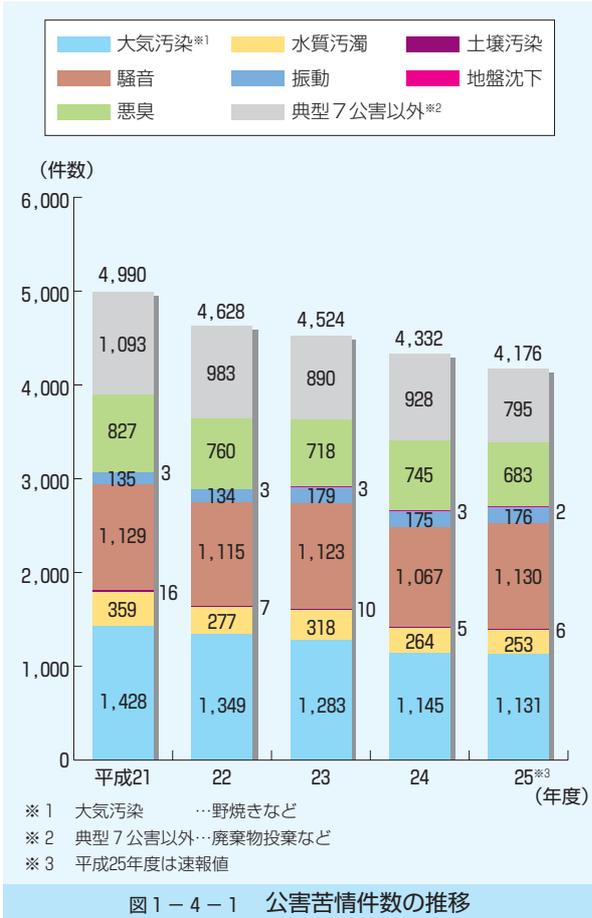


図1-4-1 公害苦情件数の推移

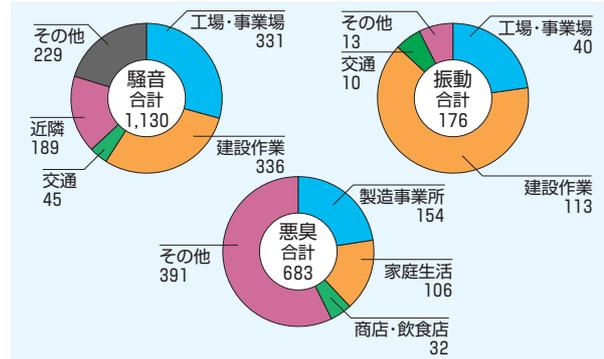


図1-4-2 騒音・振動・悪臭苦情比 (平成25年度)

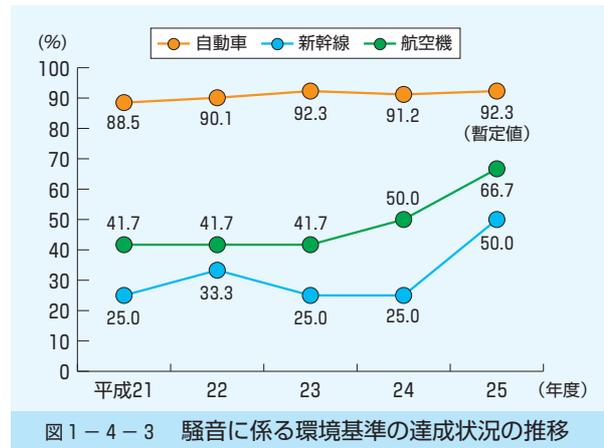


図1-4-3 騒音に係る環境基準の達成状況の推移

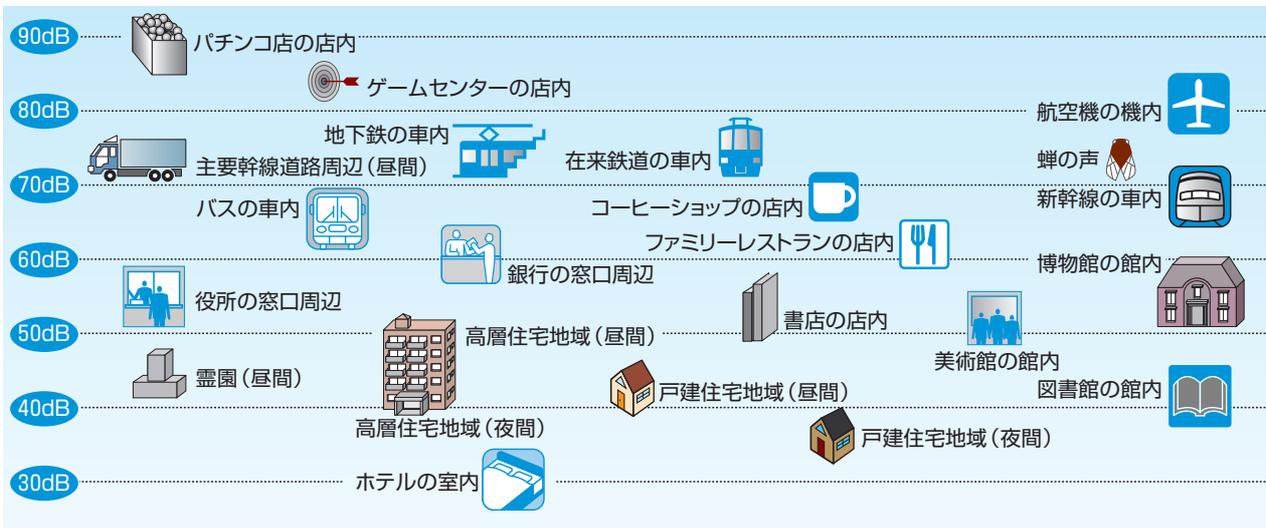


図1-4-4 騒音の目安 (都心・近郊用) (出典「全国環境研協議会 騒音小委員会」)

への意識啓発や公害防止に関する専門知識などの習得への支援が不可欠です。さらに、公害苦情や公害紛争への適切な対応を進めるとともに、苦情解決を図る行政職員の専門知識や事業者への指導力の向上も必要となります。

また、航空機騒音、自動車交通騒音、新幹線鉄道騒音や振動については、環境基準等への適合状況の調査を行い、調査結果に基づき関係機関に改善を働きかけています。

2 公害苦情等への対応

県では、公害に係る苦情や紛争に対して迅速かつ適切な処理を図るため、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員や埼玉県公害審査会を設置しています。

公害苦情相談員は、公害苦情に対する第一的な処理にあたるため、県や一部の市町村に設置されており、住民の相談に応じるとともに、苦情処理に必要な調査・指導を行っています。

また、埼玉県公害審査会は昭和45年に発足し、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の手続により、簡易・迅速かつ適正にその解決を図っています。

講じた施策

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

(1) 環境基準等の適合状況の調査

①航空機騒音

入間飛行場及び横田飛行場周辺の航空機騒音の実態を把握するため、12地点で1年を通じて常時監視を行い、環境基準の達成状況を調査しました。平成25年4月1日から環境省告示が改正され、新しい評価指標(Lden)で評価した結果、平成25年度は12地点中8地点で環境基準を満たしていました。

また、県と県内の基地周辺14市町で構成する埼玉県基地対策協議会や、米軍基地が所在する14都道府県で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)を通じて、防衛省、外務省などの関係機関に対して、航空機騒音の軽減及び防音工事対象施設や対象区域の拡大などの騒音対策の拡充等を要望しています。

平成25年度は、防衛省、外務省などの政府機関に対して、基地に起因する騒音などの各種障害の防止策を要望しました。

②自動車交通騒音

騒音規制法の改正により平成24年度から自動車交通騒音の調査が市の事務となったため、県では町村の路線を計画的に調査しており、平成25年度は3路線、総延長8.3kmの国道及び県道で環境基準の達成状況を調査しました。調査区間中道路に面する約94%の戸数が環境基準を満たしていました。

また、東日本高速道路株式会社に対し、遮音壁の設置や諸調査の実施等の騒音防止対策を要望しました。

(H25.11.12「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」)

③新幹線鉄道騒音及び振動

東北新幹線及び上越新幹線鉄道沿線の実態を把握するため、周辺の12地点で調査を行い、環境基準(騒音)及び指針値(振動)の達成状況を調査しました。平成25年度は、騒音については12地点中6地点で環境基準を満たし、振動については全地点が指針値以下でした。

また、東日本旅客鉄道株式会社に対し、効果的かつ速やかな騒音防止対策の実施や新幹線車両及び鉄道施設の適切な維持管理などについて要望しました。

(H25.11.12「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」)



写真1-4-1 新幹線騒音測定

(2) 市町村職員に対する研修等

埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音・振動・悪臭に関する命令・届出受理その他の事務は市町村に事務移譲されており、県では規制権限を有する市町村と連携を図っています。そこで市町村を支援するため、新



写真1-4-2 悪臭担当職員研修



規に担当となった市町村職員等を対象として平成25年5月に「市町村騒音・振動・悪臭担当職員研修会」を開催し、67名が参加しました。

また、平成25年9月には、悪臭に関する専門知識を習得し、実際の臭気体験を通じて悪臭防止対策を学ぶことなどを目的に「市町村悪臭担当職員研修会」を実施し、49名が参加しました。さらに、騒音・振動対策の専門知識を習得するため、平成25年11月に「市町村騒音・振動担当職員研修会」を実施し、45名が参加しました。

2 事業所における公害防止体制の整備

(1) 工場・事業場における公害防止組織の整備促進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害発生の防止を徹底するため、工場・事業場における公害防止のための管理体制の整備を促進しました。

また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、公害防止主任者資格認定講習を実施しました。

(2) 公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の推進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害防止の施策を徹底するために工場・事業場に選任された公害防止管理者や公害防止主任者は、選任後においては、最新の知識を習得する機会が少ない状況にあります。そこで、フォローアップ研修を実施することにより公害防止に関するレベルを一段と向上させ、公害防止管理体制の更なる充実を図っています。



写真1-4-3 公害防止主任者資格認定講習

3 公害苦情・紛争の適正処理の推進

(1) 公害苦情処理の適正な対応

県民からの公害苦情については、公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員制度の活用、市町村との連携などにより対応しています。

(2) 公害紛争処理法に基づく適正な対応

公害に係る紛争について、公害紛争処理法に基づき埼玉県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の処理を行っています。

平成25年度は新たに2件の事件を受け付けし、3件の事件が終了しました。

表1-4-1 埼玉県公害審査会が扱った公害紛争件数の推移

年 度	区 分								
	あっせん			調 停			仲 裁		
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済
平成20年度	0	0	0	1	1	1	0	0	0
平成21年度	0	0	0	3	0	4	0	0	0
平成22年度	0	0	0	3	2	5	0	0	0
平成23年度	0	0	0	2	5	2	0	0	0
平成24年度	0	0	0	7	6	3	0	0	0
平成25年度	0	0	0	2	3	2	0	0	0
昭和45年度からの累計	0	0		66	64		1	1	

表1-4-2 埼玉県公害審査会が扱った公害紛争の公害の種類別受付件数

(昭和45年11月1日から平成26年3月31日まで)

公害の種類	調 停	仲 裁
騒音・振動	48	
大気汚染	6	1
水質汚濁	3	
地盤沈下	3	
悪 臭	4	
土壌汚染	2	
合 計	66	1

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加事業者数	85人	1,052人	2,300人	(定義) 法令に基づき選任された公害防止管理者及び公害防止主任者の資質向上を図るために開催する研修会への参加者数。 (選定理由) 国と共催する公害防止管理者等を対象とした再教育研修に加えて、平成24年度から公害防止主任者等も対象とした再教育研修を実施する。当該研修により事業所の公害防止体制の充実が図られるため、研修参加者数(累積)を指標として選定。

第5節 水循環の健全化と地盤環境の保全



現況と課題

水は「降水→土壌水→地表水（河川・湖沼）→海洋→蒸発→降水」という循環系を形成しています。この中で特に地下水は、自然の濾過機能を有するとともに、水資源として様々な用途で使用され、重要な役割を果たしています。しかし、多量の地下水の汲み揚げは地盤沈下を引き起こす原因となっています。

近年は、地下水採取規制により水源転換が進み、年間の地盤沈下量は減少していますが、中長期的に見ると地盤はまだまだ沈下の傾向を示しています。

平成25年の水準測量では（表1-5-1）、年2cm以上の沈下はほとんど観測されなかったものの、年2cm未満の沈下は広い範囲で観測されました。

また、過去の渇水年には、地下水依存度の上昇により地盤沈下面積が拡大したことから、今後も地盤沈下対策が必要です。

表1-5-1 地盤変動の状況

（平成25年）

水準点の変動	沈下2cm以上	2地点
	// 2cm未満	363地点
	不動	69地点
	上昇	167地点
年間2cm以上の沈下面積		0.4km ²
最大沈下量		2.3cm

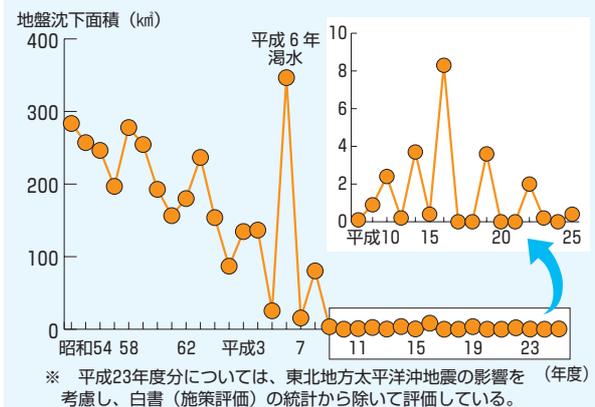


図1-5-2 地盤沈下面積の推移



図1-5-3 地盤沈下状況図

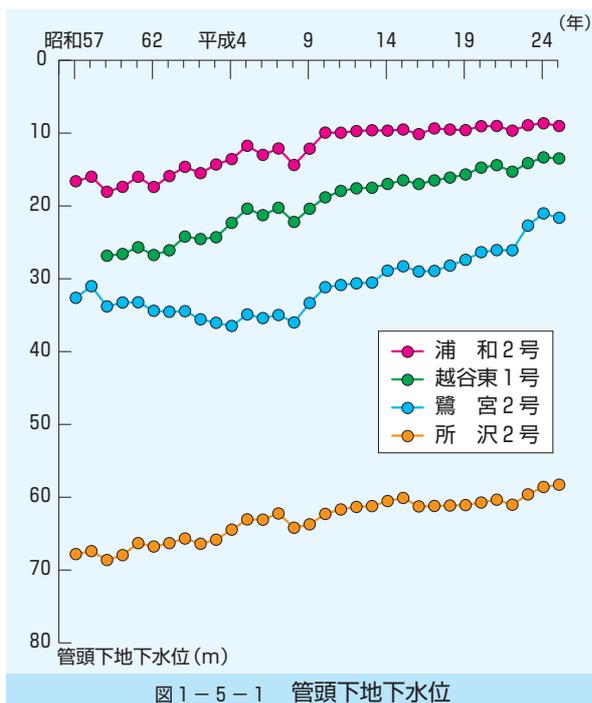


図1-5-1 管頭下地下水位

講じた施策

1 水利用の合理化等の推進

雨水や一度使った水を処理して、飲用水ほどの質が求められないトイレの洗浄水や散水用水などに再利用する雑用水利用は、水を有効に利用する方法の一つです。施設整備や維持管理面で、水道水を利用した場合に比べコストが高い等の課題がありますが、これまで着実な取組がなされています。

平成25年度末現在の雑用水利用施設数は496施設で、そのうち約7割は雨水の利用施設です。

2 地下水の涵養

(1) 河川流域における雨水の一時的な貯留及び浸透施設の設置

雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透施設の設置



を推進し、河川の洪水氾濫の抑止や水循環の健全化を図っています。平成26年3月現在、新河岸川・不老川流域内の既存住宅に雨水浸透柵を13,821基設置しました。

(2) 透水性アスファルト舗装による歩道整備

雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水の涵養を図っています。

3 地盤沈下防止対策の推進

(1) 地下水採取規制の的確な運用

地盤沈下を防止し、県民の快適な生活環境を保持するよう地下水の採取規制の遵守徹底を図りました。

(2) 地下水採取による地盤変動及び地下水位の観測

地盤沈下を未然に防止するため、39観測所（66観測井）で地盤変動や地下水位の変動を監視しています。

また、8観測所にテレメーターシステムを導入し、地下水水位を常時監視しています。

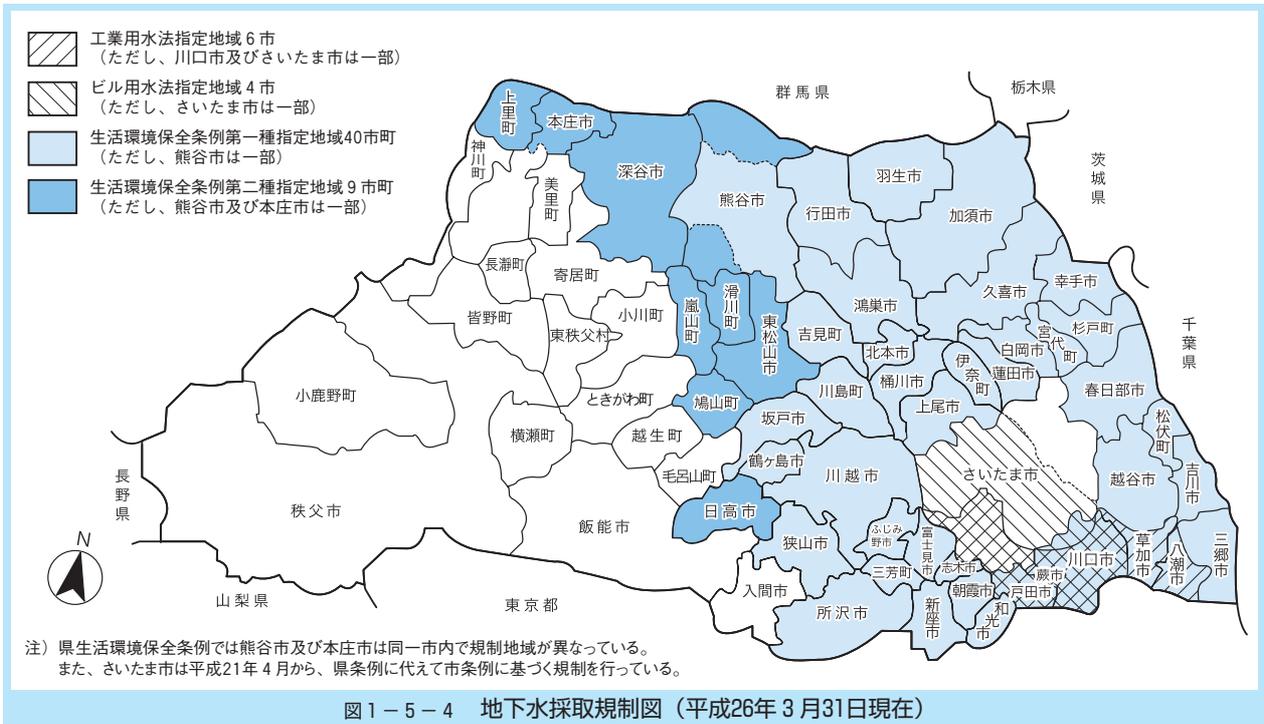
(3) 国や隣接県と連携した地盤沈下対策の研究、検討

国及び関東地方平野部の都県と地盤沈下調査測量協議会を構成しています。関東地方の地盤沈下等量線図の作成や地震に伴う地殻変動の水準測量への影響など、地盤沈下に関する情報の共有化を図っています。

(4) 河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施により、地下水から河川表流水への水源転換の促進に努めています。

平成25年度は、水道用水供給事業は55団体（58市町、茨城県五霞町を含む。年度末現在）に6億3,807万m³/年を、工業用水道事業は153事業所（年度末現在）に4,239万m³/年を供給しました。



5 水循環の健全化と地盤環境の保全

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
5年間の累積沈下量が4cm未満の地盤観測基準点の割合（平成23年度を除く）	97.8%	99.3%	99.0%	（定義）地盤沈下の観測箇所数に対する5年間累積沈下量4cm未満の箇所数の割合。 （選定理由）昭和50年代に国で地盤沈下を調査した結果、2cm/年未満の箇所では被害が確認されなかったため、年2cm未満は国の目安となっている。しかし、地盤沈下の中期的な状況を示すとともに国より厳しい数値を採用し、指標として選定。

第6節 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

現況と課題

県内の廃棄物排出量（発生量）は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに年々減少傾向にあります。

また、廃棄物の最終処分量も減少しています。平成24年度は一般廃棄物が12.0万t、産業廃棄物は16.6万tとなっています。

一般廃棄物については、平成24年度の一人一日当たりの最終処分量は45g／人・日となっており、前年度から約11%減少しました。今後も最終処分量の削減のため、ごみを出さないライフスタイルの定着を図る必要があります。

一方、産業廃棄物については、平成24年度最終処分量率は1.4%と前年度と変わらず、最終的な処分の多くを依然として県外に依存しています。また、不法投棄や小規模の堆積が後を絶たない状況が続いており、負の遺産である「産業廃棄物の山」も撤去の努力にもかかわらず、いまだに残っています。不法投棄等の未然防止とともに、不法投棄をした者や排出事業者などに対して厳しく撤去を継続して指導していくことが大切です。

また、循環型社会形成に向けて、分別など排出者に対する啓発、優良事業者の峻別、更には、環境負荷の低減に寄与する産業の集積など、環境と経済の両立を図るための措置が必要となっています。



図1-6-3 一般廃棄物処理状況

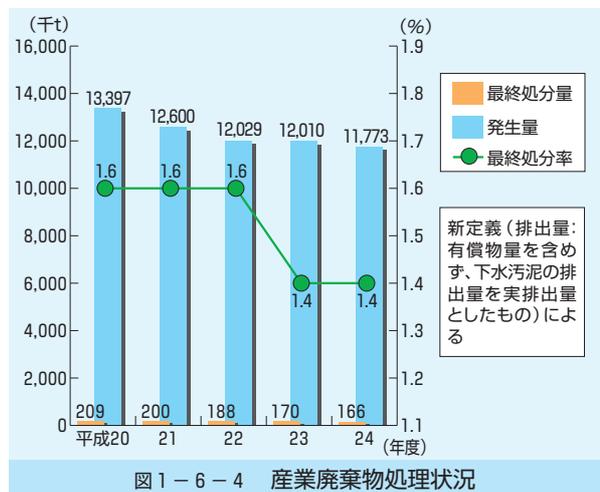
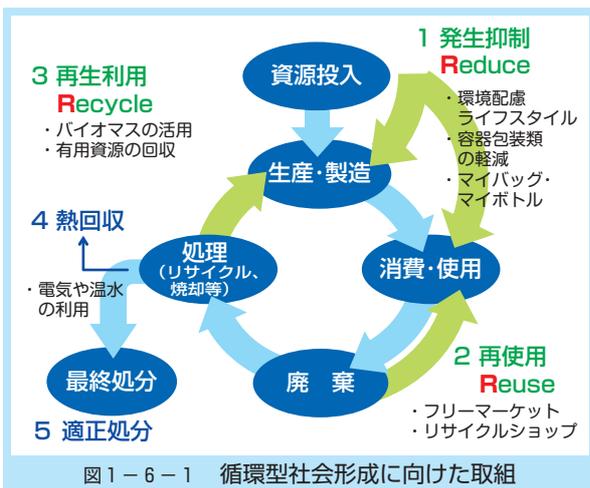


図1-6-4 産業廃棄物処理状況

6

資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進



講じた施策

1 資源の有効利用とごみ減量化の推進

循環型社会の形成のためには、県民、事業者、行政が連携して廃棄物の発生を抑制することが必要です。それでも排出された循環資源^{*}は、再使用・再生利用やエネルギー回収など循環的な利用に努め、循環的な利用ができないものについては適正に処理することが必要です。そこで県では、平成23年3月に策定した第7次廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化と適正処理を推進するため次のような施策に取り組みまし

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物や、自分で利用したり他人に売却したりできないために不要になったもので、液状又は固形状のものすべてを言います。

家庭などから発生するごみやし尿などの一般廃棄物は、市町村の責任の下に処理されます。工場などから発生する燃え殻、汚泥などの産業廃棄物は、事業者の責任で処理されます。

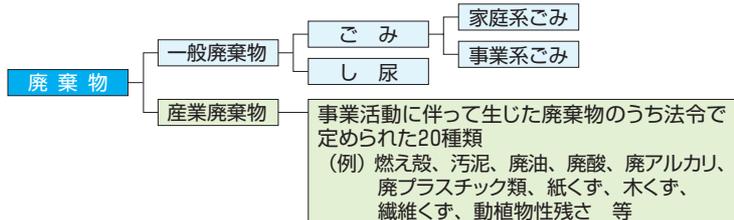


図1-6-2 廃棄物とは



た。

※廃棄物や製品の製造、販売など生産活動の副産物のうち有用なものを「循環資源」と言う。

(1) 廃棄物の発生抑制の推進

ごみを出さない「循環型ライフスタイル」の定着に向け、特に使い捨て容器ごみの削減を図るリデュースの取組として、マイボトルやマイバッグの利用を推進しています。

外出時に水筒（マイボトル）などを携帯する「みんなマイボトル運動」の普及を図るため、サイクリングフェスティバルや日本スリーデーマーチなどのイベントにおいて、パネル展示や啓発品の配布などを行いました。

レジ袋の削減を図るため、「マイバッグ持参運動・レジ袋削減運動」を推進しています。市町村や事業者と連携して、イベントや広報紙を通じて啓発を行いました。

食品残さの削減を図るため、埼玉B級グルメ王決定戦においてパネル展示を行うなど、イベントや講座において啓発を行いました。また、小盛りメニューやハーフサイズの設定、量り売りの実施など、食品残さの削減に取り組む店舗を認定する「彩の国エコぐるめ事業」に取り組んでいます。



写真1-6-1 サイクリングフェスティバルにおける啓発活動

(2) リサイクルに係る仕組みの充実

平成25年4月から施行された小型家電リサイクル法について、市町村及び一部事務組合に情報提供を行いました。また、国からの照会に基づき、使用済小型電気電子機器等のリサイクルへの取組状況について調査を行いました。

(3) 農山村バイオマス活用の推進

平成24年3月に策定した「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画」に基づき、家畜排せつ物、食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、稲わら・麦わら・もみ殻など農山村に広く賦存するバイオマス資源の利活用促進を図っています。

2 廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備

(1) 環境と経済の両立に向けた取組

持続可能な循環型社会を構築し、真に豊かな県民生活と活力に満ちた生産・経済活動を支えていくためには、廃棄物の適正処理やリサイクルに向けた取組など、資源循環に対応した産業の育成が求められています。

このため、環境分野に関する先端技術産業を誘致・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を活かした資源循環モデル施設として「彩の国資源循環工場」を整備し、平成18年6月に全面オープンしました。

県では、さらなる循環型社会の構築に向け、「彩の国資源循環工場第2期事業」を推進し、環境負荷の軽減に寄与する産業の施設の集積を図っています。

また、主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた物品で安全性や品質などの基準を満たした製品を県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度」を平成24年度に創設し、これまでに3製品の認定を行いました。具体的な製品情報を積極的に広報することにより、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図っています。

(2) 彩の国資源循環工場の整備・拡張

県では、公共関与による透明性の高い安全管理システムの下、先端技術を有する環境産業の集積と県営の最終処分場の整備をしています。

① 彩の国資源循環工場

廃棄物の適正処理とリサイクルの一層の促進を図るため、先端技術を有する環境産業を集積した「彩の国資源循環工場」を整備しました。この工場は、公共の計画性・信頼性と民間の経営力・技術力を生かすため、PFI及び借地方式により、さまざまなリサイクルを行

6

資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

彩の国資源循環工場の「安全管理システム」

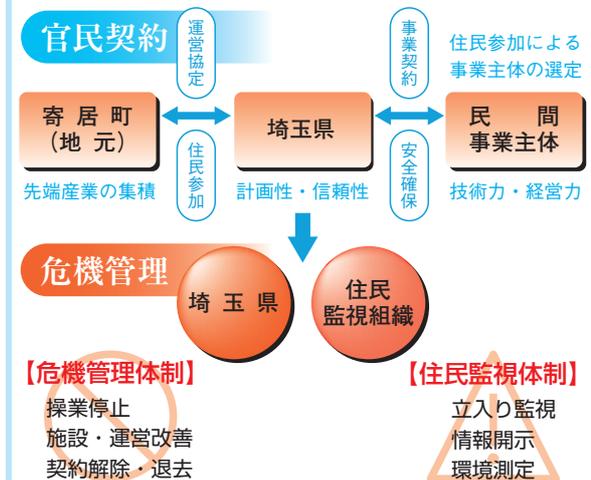


図1-6-5 彩の国資源循環工場の安全管理システム

う民間の施設を集積したものです。

施設の整備に当たっては、法律や条例の基準を上回る厳しい公害防止対策や工場排水のクローズドシステムなど、高度な環境対策を講じています。また、運営には、徹底した情報の公開と住民参加による安全管理システムを採用するなど、開かれた運営を通じ、安心・安全な操業を確保しています。

工場には8社のリサイクル施設が操業しており、相互に連携しながら効果的・効率的な廃棄物の再資源化と技術の向上に取り組んでいます。

②彩の国資源循環工場第2期事業

持続可能な循環型社会の実現に向け、環境整備センター隣接地において「彩の国資源循環工場第2期事業」を実施し、最終処分場と工場用地を一体的に整備しています。

最終処分場は、面積5.7ha、埋立容量617,000m³ (50万t) の管理型処分場です。

工場用地は、面積14.7ha (平地面積11.0ha、緑地面積3.7ha) です。ここに環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設などの誘致に取り組んでいます。平成25年度には、製造施設と再資源化施設の2社が操業を開始しました。



図1-6-6 彩の国資源循環工場第2期事業完成後のイメージ

(3) 環境整備センター(最終処分場)の処理状況

県では、自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のために、全国初の県直営の最終処分場として環境整備センターを整備し、平成元年2月から供用を開始しています。廃棄物の埋立てに当

表1-6-1 環境整備センターの埋立実績 (単位:t)

年度	埋立量	埋立量の内訳	
		一般廃棄物	産業廃棄物
21	45,189	35,709	9,480
22	42,679	31,927	10,752
23	41,691	30,593	11,098
24	39,492	28,598	10,894
25	42,857	28,845	14,012
埋立量累計	1,566,857	1,371,885	194,972

※ 平成元年2月供用開始

たっては、厳しい管理基準を設定するなど環境保全対策に万全を期しています。環境整備センターでは、約271万tの廃棄物を埋め立てる計画となっており、平成25年度の埋立て重量は4万2,857tで、供用開始から約156万t(全容量の58%)を受け入れました。

(4) 一般廃棄物処理施設整備等の推進

市町村の廃棄物処理施設の計画的な整備のため、環境省所管循環型社会形成推進交付金の活用を支援しました。

(5) 災害廃棄物処理への支援

竜巻等の災害により発生した災害廃棄物を適正に処理し、迅速な復興を進めるため、市町村に対して処理方法に係る技術的助言を行うとともに災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の活用を支援しました。

3 廃棄物処理の技術の向上と安全の確保

効率的な廃棄物処理システムの研究や安心安全な最終処分場の研究に取り組みました。

また、産業廃棄物の不法投棄、保管と称する悪質な野積み、野外焼却などが後を絶たない状況にあることから、こうした不適正な処理に対する監視や指導の充実・強化を図りました。さらに、産業廃棄物の大量堆積の改善への取組を推進しました。

(1) 廃棄物処理に関する技術の向上

地域におけるバイオマス廃棄物の処理・利用システムの最適化や再生資材の安全性確保に関する研究などの循環型社会形成推進に資する取組に加え、リサイクルの推進に伴う最終処分廃棄物の質の変化に対応した埋立技術の開発にも取り組みました。

(2) 不適正処理監視指導体制の充実

①未然防止への取組

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と連携して適正処理講習会を開催するなど、適正処理に向けた普及啓発を図りました。

またダイオキシン対策を目的とした県外産業廃棄物事前協議制度^{*}を運用することにより、排出事業者に対して適正処理指導を行いました。



写真1-6-2 不法投棄防止キャンペーン



※ 県外産業廃棄物事前協議制度：県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に排出事業者に対し県への事前協議を義務づける制度

建設リサイクル法に基づき家屋解体現場等への立入指導を行った際には、廃棄物の適正処理はもとより、再資源化についても指導を徹底しました。

さらに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管事業者に対しては、PCB特別措置法に基づき、保管状況等の届出や適正保管の徹底について指導を行いました。

平成25年10月15日から平成25年12月31日までを「不法投棄等防止強化期間」に設定し、廃棄物運搬車両の路上調査等の不法投棄防止の取組を集中的に実施しました。

また、不法投棄防止啓発を目的として「産業廃棄物不法投棄防止キャンペーン」を県内各地で4回開催しました。

②早期発見への取組

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

県が実施している定期的なパトロールのほかに、民間警備会社への委託による休日・夜間の監視パトロールを年間124日実施しました。

また、県内を巡回する業務を行っている民間企業、組合など33の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いします。

さらに、「産業廃棄物不法投棄110番」（0120-530-384:ごみをみはるよ）を設置し、県民の方から、フリーダイヤルで夜間・休日を問わず通報（96件）を受け付けました。

その他にも、道路に検問を敷いて、産業廃棄物の運搬車両を対象に抜き打ちで路上調査を実施することで、法令違反や不適正処理を速やかに発見し、その場で改善指導を行いました。



写真1-6-3 産業廃棄物運搬車両路上調査

③早期対応への取組

県土整備部、農林部などの関係部局、市町村、警察

本部との連携を強化するために設置した埼玉県産業廃棄物不法投棄対策推進会議及び環境管理事務所ごとに設置した地区合同不法投棄等対策会議を中心に、関係機関が連携して監視パトロールを行い、不適正処理に迅速に対応しました。

また、県産業廃棄物指導課に現役の警察職員を3名配置し、秩父を除く各環境管理事務所には、警察OB職員である廃棄物不適正処理監視指導員を配置することで、粗暴事案等への対応能力を高めました。悪質事案に対しては警察本部との連携を図り対応しました。

さらに、産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度により、平成25年度末現在で57市町村の職員に対して、県職員と同様の立入権限を付与し、不適正処理の早期発見、早期対応に努めました。

表1-6-2 監視・指導状況

(単位:件)

年度	監視・指導数				合計
	不法投棄	不適正処理	適正処理	その他	
16	156	6,154	2,713	358	9,381
17	154	7,893	3,083	401	11,531
18	340	7,322	5,852	570	14,084
19	313	5,894	12,046	568	18,821
20	277	4,051	11,259	565	16,152
21	184	2,839	8,948	653	12,624
22	103	2,485	8,701	293	11,582
23	102	2,001	7,627	278	10,008
24	69	1,691	7,088	194	9,042
25	44	1,912	5,513	202	7,671

(3) 行政処分等

法律で定める基準に違反した排出事業者や処理業者に対して、口頭指導や文書勧告を行いました。

事業者が指導に従わない場合は改善命令や業務停止等の行政処分を実施し、特に悪質性の高い事業者に対しては、許可取消処分を実施しました。

表1-6-3 産業廃棄物排出事業者・処分業者に対する行政処分等の状況

(単位:件)

年度	行政処分			行政指導		報告徴収	合計
	許可取消	業務停止 施設停止	改善命令 措置命令	文書 勧告	口頭 指導		
16	52	1	6	21	6,363	19	6,462
17	35	1	10	56	7,368	34	7,504
18	38	0	7	55	7,410	24	7,534
19	25	0	5	55	5,787	17	5,889
20	33	0	3	11	4,264	14	4,325
21	44	2	2	9	3,169	1	3,227
22	38	0	3	6	2,871	4	2,922
23	11	5	4	21	2,379	53	2,473
24	18	4	2	31	2,339	52	2,446
25	16	7	4	77	2,481	37	2,622

(4) 産業廃棄物の山の撤去など負の遺産の解消

廃棄物が大量に積まれて山となった場所に対し「捨て得は絶対に許さない」という基本方針のもと、山を築いた行為者などに対して徹底した撤去指導を行っています。

また、崩落、火災の危険性及び有毒ガスの発生など県民の生活環境に重大な支障を来すような緊急性がある場合には、県、市町村、各種団体が協力して撤去・改善対策を進めています。平成25年度は、廃タイヤ投棄事案など3件を解決しました。

(5) 土砂の排出、堆積等の規制

無秩序な土砂の堆積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づく規制・指導を行いました。平成25年度は、土砂の堆積の許可を38件行うとともに、不適正な堆積行為に対しては厳格に対処しました。

(6) 自動車リサイクル法の施行に関すること

使用済自動車の適正な処理とリサイクルを図り、生

活環境の保全等に寄与することを目的に、自動車リサイクル法に基づく規制・指導を行いました。

4 循環型社会を支える人づくり**(1) 循環型ライフスタイルの定着に向けた支援**

循環型社会の構築には個人の取組が必要であり、年々環境問題に対する個人意識は高まっています。ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、3R（発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」）に関する取組を積極的に行う人を3R推進員として登録しています。平成25年度末の登録者数は8,989人です。

(2) 3Rに係る情報の発信

ごみの減量化やリサイクルを実践している団体や事業者に対して、情報の発信や意見交換を行いました。また、特定非営利活動法人埼玉エコ・リサイクル連絡会が主催した「エコ・リサイクル交流集会2014」を後援しました。

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H25年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
レジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数	375店舗	721店舗	760店舗	(定義) 廃棄物の発生抑制対策の象徴的な取組であるレジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数。 (選定理由) 県内のレジ袋削減の取組状況を示す数値であることから、この指標を選定。
一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	61g/人・日 (H21年度)	45g/人・日 (H24年度末)	54g/人・日	(定義) 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分(埋立処分)量。*1人1日当たりの最終処分量:年間最終処分量(県外含む) / (県人口×年間日数) (選定理由) 一般廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。
産業廃棄物の最終処分率	1.6% (H21年度)	1.4% (H24年度末)	1.3%	(定義) 産業廃棄物の排出量に対する最終処分(埋立処分)量の割合。 (選定理由) 産業廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。
新たな産業廃棄物の山(大量堆積)の発生件数	—	0件	0件	(定義) 新たな3千㎡以上の産業廃棄物の堆積事案の発生件数。 (選定理由) 廃棄物の山(大量堆積)は、廃棄物の不適正処理事案で最も重大なもので、県民の安心・安全な生活環境に大きな支障となるため、この指標を選定。
県と民間団体との不法投棄通報協定団体数	18団体	33団体	36団体	(定義) 業務中に発見した不法投棄を県等に通報する協定を締結した民間団体の数。 (選定理由) 不法投棄を撲滅するためには、行政だけでは十分な効果を上げるには限界があることから、民間団体からの情報提供が重要となるため、この指標を選定。
3R推進員の登録者数	70人	8,989人	10,000人	(定義) 3Rに関する取組を積極的に行う意志を有する者の登録者数。 (選定理由) 3R推進の県民運動の広がりを示す数値であることから、この指標を選定。